

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の背景

労働力調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計「労働力統計」を作成するための基幹統計調査として、労働力調査規則（昭和58年総理府令第23号）の定めるところにより、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として実施しています。

本調査を実施するに当たり、調査における報告方法の多様性の確保及び国民の利便性の向上を図る観点から、調査世帯においてインターネットを用いて回答を行うことを可能とします。

2 改正の概要

労働力調査の調査世帯においてインターネットを用いて回答を行うことを可能とするため、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）別表に労働力調査規則の項を加えます。

3 今後の予定

公布日：平成31年7月

施行日：平成31年9月1日